

【はじめに】

子どもたちを取り巻く環境が、どんどん変化していく中であっても、子どもたち一人一人が「他人に迷惑をかけないこと」「約束を守ること」「時間を厳守すること」など最低限のルールやマナーを守ることなどを通して、規範意識や自律心を高め、社会的に自立していくことは、たいへん大切なことです。

城西中学校では、その自立を支援するために、この「生徒指導規程」を示し、生徒会・保護者と共同して、生徒の健全育成に取り組んでいきたいと考えています。また、ルールやマナーを守らせることで、「安全に、安心して学び、生活することのできる環境づくり」を推進することもできると考えています。

めざす生徒の姿としては、2017 年度から示している「元気な笑顔で OH! OH! OH!」の精神のもと、①自信を持って行動できる、②周りの人に元気を与える、③多くの人から応援をもらえる生徒の育成を創造したいと考えています。

また、「この坂道で強くなる」を合言葉に、粘り強く最後まで踏ん張っていける生徒が増えることを期待したいと考えています。

【第 1 章 総則】

第 1 条（目的）

この規程は、福山市立城西中学校の学校教育目標を達成するためのもので、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めます。

【第 2 章 学校生活に関すること】

第 2 条（登下校について）

社会の一員として、交通ルールを守り、安全に登下校しましょう。

(1) 徒歩通学

並列歩行で大きく道にはみ出すことで迷惑をかけない等、歩行のマナーを守りましょう。

(2) 自転車通学

①自転車通学許可範囲は、下記の住所に住む生徒で、自転車通学を希望し許可証を持った生徒とします。（許可証実費必要(150 円)）

郷分町全部・杵原・小田・小田川から西

山手町一丁目 14～16、

山手町二丁目 14～18、

山手町五丁目 17・18、22～37

②身体的、および特別の事情で自転車通学を希望する生徒は、学級担任に届け出て、校長先生の許可を受けた場合とする。その後、自転車通学の必要がなくなったときには、直ちに申し出て許可を解除してください。

- ③通学用の自転車は、次の条件を満たすものを準備してください。
- ・ブレーキ、スタンド等の整備が確実なもの。
 - ・反射板が複数か所についているもの。
 - ・許可証が後部反射鏡の上部に貼ってあるもの。
 - ・持ち主の氏名を明記しているもの。
- ④自転車は、自転車置き場の定められた位置に止め、2つ鍵をかける。(二重ロック)
- ⑤安全面から次の事を守る。
- ・自転車の点検をこまめにして、パンクやブレーキの故障などが無いこと。
 - ・自動車やバイク、歩行者などに十分注意すること。
 - ・ヘルメットを被ること。
- ※ ①～⑤の自転車通学規定に違反するようであれば、自転車通学を停止することがあります。
- ※ 無許可で自転車登校した場合は、自転車を預かり保護者に返却する場合があります。

第3条（登校・遅刻・欠席・早退・外出について）

- (1) 始業時刻は8:30です。10分前の8:20をまでに登校しましょう。
- (2) 8:30に教室の自席に座っていることが遅刻としない条件とします。
- (3) 欠席および遅刻の場合、8:20までに保護者から学校へ連絡してもらいましょう。
- (4) 朝8:30以降に登校した場合は、職員室で遅刻カードを記入してもらい、授業教室で授業者の先生に提出してください。
- (5) 早退する時は、保護者に連絡が取れたことをもって早退を許可します。
- (6) 登校したら、安全面を考慮して無断で校外には出ないようにしましょう。
- (7) 完全下校時刻は、次の通りとします。

時期	完全下校時間
4月～9月	18:00
10月1日～新人戦終了	17:30
新人戦終了翌日～11月末	17:15
12月	17:00
1月	17:15
2月	17:30
3月	17:45

第4条（服装、身なり等について）

身なりについては、校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める服装（制服や体操服など）を正しく着用しましょう。

休日や忘れ物を学校に取りに来る場合も、制服または本校指定体操服を着用しましょう。

部活動の朝練習および部活動終了後の登下校の服装は、制服または、体操服で登下校しましょう。

(1)通年（1年中）

①男女

- ・白ポロシャツ（メーカーは問わない。）
- ・ソックス（白色・黒色・紺色）（ワンポイント可・くるぶしソックス不可）
※儀式・行事の時は，白ソックスとします。
- ・ポロシャツの下に着る下着は白色とします。

②男子

- ・指定ズボン
- ・ベルトは黒色で華美でないものを着用するようにしましょう。
- ・腰パン（ズボンをずらした着こなし）や裾擦り，変形等は禁止とします。

③女子

- ・指定スカート（長さは膝がかくれる程度）

(2)冬季

- ・上着（指定ブレザー）
- ・長袖の白ポロシャツ（メーカーは問わない。）
- ・ベスト（指定ベスト）
- ・セーター類（上着の下に黒色，紺色のVネックセーター類を着てもよい。ただし，ポロシャツの上に着用し，その上にブレザーを着用しましょう。また，ブレザーを脱いでセーターなどだけで校舎内を移動したりしないようにしましょう。）
- ・マフラー，手袋（登下校時に着用してもよいが，校舎内では外しましょう。）
- ・防寒服（指定のウィンドブレーカー）
- ・スカートの下にジャージなどのズボンを着用しないようにしましょう。
- ・ストッキングを着用する場合，肌色のストッキングにしましょう。
- ・膝掛けは教室内のみで使用しましょう。

(3)夏季

- ・半袖白ポロシャツ（メーカーは問わない。）

(4)合服

- ・長袖白ポロシャツ（メーカーは問わない。）

(5)通学靴

- ・白の運動靴とし，メーカーは問わない。靴ひもおよびラインも白とします。
- ・ハイカットシューズ，サンダル等の登校は禁止とします。

(6)上履き

- ・指定スリッパ or 指定シューズ
- ・体育館シューズを上履きに使用しないようにしましょう。

(7)体育の授業，体育的行事の服装

- ・体操服（指定体操服，指示されたもの。）

(8)部活動の服装

部活動の練習・練習試合などにおいてもこの規定に準ずる。ただし特定の部活動特有の練習着を除く。

第5条（頭髪について）

髪型は中学生らしく、華美でない清潔感のある髪型にしましょう。また違反は、他の生徒への威圧となったり、安心を妨げる恐れがあることを理解しておきましょう。

- (1) 華美なヘアピンやゴム、カチューシャ、整髪料を使用しないようにしましょう。
- (2) 染色、脱色は禁止とします。
- (3) ツーブロック等の特異な髪型、パーマ等は禁止とします。
- (4) 肩にかかる長さの髪は結びましょう。

第6条（化粧・香水・装飾・不要物・持ち物について）

- (1) 口紅、マスカラ、香水等の化粧類を着けてこないようにしましょう。
- (2) ピアス、マニキュア等の装飾を着けてこないようにしましょう。
- (3) 指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサンガ等の装身具を着けてこないようにしましょう。
- (4) 学校での学習活動に必要でないものは、学校に持ってこないようにしましょう。
- (5) 不必要な金銭は持参しないようにしましょう。やむを得ず、持参した場合は、朝学活で担任の先生に預けましょう。
- (6) 持ち物について（学習用具など）
 - ① 自分の持ち物には、必ず記名をしましょう。
 - ② カバンは学校指定バッグを使用しましょう。
 - ③ カバンに入りきらない場合は、学校指定のナップサックを使用しましょう。校外での行事においても、学校指定バッグを使用しましょう。それでも入りきらない荷物の場合、臨時的にその他のカバンを使用することを許可します。
 - ④ カバンなどの学用品につけるキーホルダーは目印程度とし、華美にならないようにしましょう。
 - ⑤ 傘は記名をして所定の場所（生徒玄関）に置きましょう。また、必ず持って帰るようにしましょう。
 - ⑥ 飲み物として、水筒にお茶または水を入れ持参してください。夏場など熱中症の恐れがある場合には、スポーツドリンクを許可することがあります。

※ 違反があった場合、学校で預かり、保護者に返却します。

第7条（校内の生活について）

校内の生活については、次のことを指導します。

(1) 授業

- ① 時間（着席してチャイムを聞く）を守りましょう。
- ② 授業の妨げとなる行為を行わないようにしましょう。
 - ・ 注意を無視して私語を続ける。
 - ・ 授業中の教師への暴言や指導無視。
 - ・ 授業中に立ち歩く。
 - ・ 授業を受けずに校内を徘徊する。 など

(2) 休憩時間

- ① 特別教室や少人数教室、体育館、他の教室には、勝手に入らないようにしましょう。

②学校の施設や道具は大切に使い、壊れてしまった場合は先生に報告しましょう。

(3) 保健室の利用

①体調がすぐれない場合、保健室を利用することができます。利用時間は、1 時間程度として、体調の回復が見込めない時は、早退を勧めます。

②保健室を利用するときは、先生に保健室の連絡カードを書いてもらい保健室に持っていきましょう。

③必要に応じて医療機関への受診を勧めます。

(4) 昼食

①学校給食を実施します。

②衛生面に注意して、手洗いを実施しましょう。

③給食当番は、給食着とマスクを着用しましょう。

④給食を食べる際は、ランチョンマットを机の上にひきましょう。

⑤13:20 までは、自分の教室で過ごしましょう。

(5) 掃除

掃除は、学校の環境を整える学習活動の 1 つとして取り組みましょう。

(6) 教育相談

生徒・保護者は、相談したいことがある場合、いつでも先生に相談できます。また、スクールカウンセラーにも相談することができます。

(7) その他

次のような過去に起こった重大事件や懸念される事柄については、学校だけの指導だけでなく、保護者との連携や関係機関との連携等を通して指導することがあります。

①いじめ

②対教師暴力

③生徒間暴力

④喫煙や飲酒

⑤器物損壊

⑥他の生徒、教職員に対して、セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ） など

【第 3 章 校外での生活に関すること】

校外で行われる学校の教育活動（部活動の遠征・行事および修学旅行を含む校外活動など）においては、「校内での生活」の規定通りを原則とします。

学校行事以外での校外での生活については、保護者責任が指導の基本となるが、学校も生徒支援の観点から家庭・関係機関と連携を取り指導します。

第 8 条（校外の生活について）

校外での生活については、次のことを指導します。

(1) 外出の場合は、行き先・帰宅時間を家族に伝えましょう。

(2) 夜間は、不必要な外出を控えましょう。

(3) 生徒だけでゲームセンター・カラオケボックス・インターネットカフェ・ボウリング場・マンガ喫茶・遊技場（ゲームコーナーも含む）に入店はやめましょう。

(4) 危険な物や有害な物、特に有害玩具（エアガン等）や刃物類を購入、使用しないでください。

- (5) 小学校のグラウンドを使ったりする際は、小学校の先生の許可を得て使用しましょう。
- (6) 公共施設は、許可を得て良いマナーで利用しましょう。

【第4章 特別な指導に関することについて】

通常の指導（事実確認，自己反省支援，謝罪の指導，事後の指導）だけでは，本人の十分な反省に至らない場合等については，特別な指導（①説諭，②個別反省指導，③奉仕活動）を行う。「社会で許されないことは，学校においても許されない」ことであり，その後の生徒の自立に向けた反省活動となるよう，保護者と協力の元で実施します。

第9条（特別な指導について）

本人の十分な反省に至らない場合等については，特別な指導（①説諭，②個別反省指導，③奉仕活動）を行う。指導にあたっては，発達段階や常習性も配慮します。

第10条（個別反省指導について）

個別反省指導は，自らの行為を振り返り，過ちを認め，同じことを繰り返さないように自戒，反省し，その後の展望や目標を持たせる場とします。

(1)問題行動発生から個別反省指導について

- ①通常の指導
- ②生徒指導委員会で個別反省指導の決定（検討）
- ③保護者との面談（指導方針の説明）
- ④個別反省指導を通しての経過観察
 - ・反省と今後の約束
 - ・担任，学年主任，生徒指導主事，スクールカウンセラーによる面談
 - ・課題学習
- ⑤生徒指導委員会で個別反省指導の解除の決定（検討）
- ⑥保護者との面談
 - ・個別反省指導期間は，必要に応じて保護者との面談を行う。
 - ・個別反省指導終了時にも保護者と面談し，約束等の確認を行う。

(2)個別反省指導の内容等について

- ①指導内容
 - ・ふり返りと反省，その後の「決意」表明
 - ・教育相談
 - ・学習活動
- ②指導期間
 - ・本人の反省が認められるまでの間とします。
- ③その他のルール
 - ・個別反省指導期間は決められた教室に登校し，それ以外の場所に行かないようにしましょう。
 - ・個別反省指導期間は部活動に参加できません。